

岩手県告示第482号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第44条第1項の規定により、次の法人を認定特定非営利活動法人として認定した

。

令和元年12月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 名称 特定非営利活動法人もりねこ
- 2 代表者の氏名 工藤幸枝
- 3 主たる事務所の所在地 岩手県盛岡市菜園二丁目6番6号 三栄ビル2F
- 4 認定の有効期間 令和元年12月11日から令和6年12月10日まで